

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第2章 人事</p> <p>(雇用期間)</p> <p>第6条 非常勤職員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。ただしフルタイム契約職員については、採用日の属する年度の3月30日までの範囲内で定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(雇用契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、原則として当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する場合で学長が特に必要と認めた場合の雇用契約は、勤務実績を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、当初の採用日から6年を超えることはできない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時用務員(以下「事務補佐員等」という。)については、別に定める</p>	<p>第2章 人事</p> <p>(労働契約の期間)</p> <p>第6条 非常勤職員の労働契約の期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。ただしフルタイム契約職員については、採用日の属する年度の3月30日までの範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師の労働契約の期間は、原則として採用日の属する年度の末日までであって6月を超えない範囲内で定めるものとする。</p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p>第6条の2 非常勤職員が労働契約法(平成19年法律第128号)(以下「労働契約法」という。)第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</p> <p>2 期間の定めのない労働契約の転換に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第6条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員(以下「期間の定めのない非常勤職員」という。)については、引き続きこの規則を適用するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第6条及び次条の規定は、適用しない。</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 非常勤職員の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、原則として当初の採用日から3年を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する場合で学長が特に必要と認めた場合の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、非常勤職員としての当初の採用日から5年を超えることはできない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員及び臨時用務員(以下「事務補佐員等」という。)については、別に定める</p>	

<p>勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合は、当初の採用日から3年を超えて1年以内の雇用契約の更新をすることができるものとする。ただし、<u>事務補佐員等</u>としての当初の採用日から<u>6年</u>を超えることはできない</p> <p>4 前項に定める雇用契約の更新は、<u>毎年実施する別に定める勤務評価の結果に基づいたものでなければならない。</u> (新設)</p> <p>5 第1項の規定は、<u>非常勤講師、シニアプロフェッサー、インストラクター、学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</u> (雇用年齢) 第8条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定は、<u>学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</u> (再雇用) 第8条の2 <u>前条第1項に規定する年齢に達した日以後に雇用契約の期間が満了したことにより退職した者であり、かつ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項の規定に基づき別に定める基準を満たす者については、引き続きパートタイム契約職員として再雇用することができるものとする。</u> 2 (略) 3 <u>国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程第7条及び第8条の規定は、再雇用非常勤職員について準用する。この場合において、「再雇用職員」とあるのは「再雇用非常勤職員」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	<p>勤務評価の結果、一定の評価基準に達した場合で、<u>契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、</u>当初の採用日から3年を超えて1年以内の<u>労働契約の更新</u>をすることができるものとする。ただし、<u>非常勤職員</u>としての当初の採用日から<u>5年</u>を超えることはできない。</p> <p>4 <u>事務補佐員等について、第1項に定める労働契約の更新は、第11条の2に定める勤務評価の結果に基づいて行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、非常勤講師、シニアプロフェッサー及びインストラクターの労働契約は、本学の経営状況、次年度の授業計画及び本人の勤務状況を総合的に勘案し、当初の採用日から5年(労働契約法第18条に規定する通算契約期間をいう。)を超えない範囲内において更新することができるものとする。ただし、カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合は更新しないものとする。</u></p> <p>6 第1項の規定は、<u>学校医、科研費等研究支援アシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</u> (雇用年齢) 第8条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定は、<u>学校医、科研費等研究支援アシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</u> (再雇用) 第8条の2 <u>第13条第2項の規定により退職した者(前条第1項の規定により退職した者に限る。)</u>で、退職した後も引き続き積極的に働く意思を持つ者のうち、<u>第14条の規定のいずれにも該当しない者</u>については、引き続きパートタイム契約職員として再雇用することができるものとする。 2 (略) 3 <u>再雇用非常勤職員の労働契約は、1年を超えない範囲内(期間を更新しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)</u>で更新し、<u>満65歳に達する日の属する年度の末日まで継続雇用するものとする。</u></p>	
---	--	--

<p>(新設)</p> <p>(退職)</p> <p>第 13 条 非常勤職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>雇用期間を満了したとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(解雇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 労働時間及び休暇等</p> <p>(始業及び終業時刻)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務上の必要があり本人の同意を得た場合には、1 日の労働時間が <u>8 時間</u> を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第 32 条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、6 月以上の雇用期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第 24 条第 1 項第 11 号に定める期間</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>4 <u>労働契約の更新をしようとする場合には、再雇用非常勤職員の同意を得て行うものとする。</u></p> <p>(退職)</p> <p>第 13 条 非常勤職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>労働契約の期間を満了したとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>期間の定めのない非常勤職員は、第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。</u></p> <p>(解雇)</p> <p>第 14 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>非常勤職員の従事している業務に係る外部資金が受入終了又は縮小となったときは、役員会の議を経て、解雇することができる。</u></p> <p>第 5 章 労働時間及び休暇等</p> <p>(始業及び終業時刻)</p> <p>第 28 条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務上の必要があり本人の同意を得た場合には、1 日の労働時間が <u>7 時間 45 分</u> を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第 32 条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 忌引休暇 親族が死亡した場合で、非常勤職員(フルタイム契約職員で、6 月以上の労働契約の期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者をいう。)が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第 24 条第 1 項第 11 号に定める期間</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	
---	---	--

<p>(年次有給休暇以外の無給休暇)</p> <p>第 33 条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 傷病休暇 非常勤職員(フルタイム契約職員で、6 月以上の雇用期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において 10 日の範囲内の期間</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 14 章 退職手当</p> <p>(退職手当)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2 退職手当の額は、非常勤職員給与規程第 6 条の規定による常勤職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎として、東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第 3 条第 2 項の規定する割合の 100 分の 50 に相当する額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(年次有給休暇以外の無給休暇)</p> <p>第 33 条 大学は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の無給休暇を当該各号に定める期間、付与するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 傷病休暇 非常勤職員(フルタイム契約職員で、6 月以上の労働契約の期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者をいう。)が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において 10 日の範囲内の期間</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 14 章 退職手当</p> <p>(退職手当)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2 退職手当の額は、非常勤職員給与規程第 6 条第 3 項に定める俸給月額を基礎として、東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第 3 条第 2 項第 1 号に規定する割合の 100 分の 50 に相当する額とする。</p> <p>3 (略)</p>	
--	---	--

附 則 (25 経教規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、施行日以降に採用される者に適用する。
- 3 第 8 条の 2 の規定にかかわらず、施行日から平成 37 年 3 月 31 日までの間において再雇用の対象となる職員は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 78 号)附則第 3 項の規定に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条第 2 項の規定に基づく、労働者の過半数を代表する者との書面による協定に定める基準に該当する者とする。
- 4 前項の規定は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に掲げる年齢以上の者に適用する。
  - (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 61 歳
  - (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 62 歳
  - (3) 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで 63 歳
  - (4) 平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで 64 歳

- 5 平成16年10月31日以前から継続して雇用されている事務補佐員等で、次の各号のいずれにも該当する者であるときは、第8条の2の規定を準用し、再雇用することができるものとする。
- (1) 第8条第1項に規定する年齢に達した日以後に労働契約の期間が満了したことにより退職した者
  - (2) 労働契約の期間が満了したことにより退職した後も引き続き積極的に働く意思を持つ者
  - (3) 第14条の規定のいずれにも該当しない者
- 6 改正前の第8条の2の規定の適用を受けて施行日の前日に在職し、施行日以後引き続き在職する者には、改正後の第8条の2の規定にかかわらず、改正前の第8条の2の規定を適用する。
- 7 当分の間、非常勤講師の労働契約の期間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めることができるものとする。